

# 医療費助成のお知らせ

住民課国保医療係 ☎74-3002

医療助成に該当する方で手続きのお済みでない方はお問い合わせください。

	助 成 対 象	所得制限(主として本人の生計を維持する方に適用)		自 己 負 担
		扶養人数(人)	所得額(千円)	
重 度	身体障害者手帳1、2級及び3級の内部障害の方 重度の知的障害者の方(IQ35以下等) 療育手帳A判定の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方  65歳～74歳の方は、後期高齢者医療の障害認定を受けていることも要件になります。  対象医療～入院・通院・訪問看護 (精神障害者は入院除く)	0	6,287	・町民税課税世帯の方は1割負担 入院 44,400円 (月額上限) 通院 12,000円 (月額上限)  ・3歳未満児及び町民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ負担 内科580円 歯科510円 柔道整復(乳幼児は除く) 270円
		1	6,536	
		2	6,749	
		3	6,962	
		後期高齢者医療被保険者証に1割負担と表示されている方で、重度医療(障老)を受けている方が町民税課税世帯の場合は、重度医療での助成は適用されません。		
ひ と り 親	ひとり親家庭等の18歳までの児童と、その児童を扶養・監護している母または父 ひとり親家庭等の20歳までの児童と、その児童を扶養している母または父 対象医療～入院・通院・訪問看護 (親は通院除く)	0	2,360	
		1	2,740	
		2	3,120	
		3	3,500	
		扶養人数(人) 所得額(千円)		
乳 幼 児 等	0歳～12歳までのお子さん (満12歳に達する日以後の3月31日まで) 対象医療～入院・通院・訪問看護 (小学生は通院除く)	0	5,320	
		1	5,700	
		2	6,080	
		3	6,460	
		扶養人数(人) 所得額(千円)		



1割の自己負担をした方は、月額上限額を超えた分が払い戻されます。  
 なお、同じ世帯の中に同一助成対象者がいる場合は、同一月内で合算し、上限額を超えた分が払い戻されます。  
 (いずれも申請が必要です)  
 所得制限の表の中で4人以上の扶養人数の場合については、お問い合わせください。

## わたしのうた

短歌 【あぶた短歌会】七月定例会より

土砂溜りの河川の中洲に萌ゆる草

賑やかにして上し切りの鳴く

絡みたる糸は人間模様かも

急いで引くと切れることあり

一人部屋が早く欲しと言ふ孫の

願ひかなひて遠くへ越しぬ

夢のごとほのかにひらくあやめ草

声にし呼ぶも遙けし母は

寝る頃になりて香りが満ちて来る

今めざめたるや月下美人は

バラの花しとどなる雨うらめしく

頭をたれて晴れを待つかな

ひとときの色に咲き咲くあじさいの

花に奢れし七色の雨

みなしこの吾をはくくみし伯母偲び

今日の命日ひとむらの白百合

俳句 【あぶた俳句会】七月定例会より

夏祭りあの町この区どの街も

犬を呼ぶ心へし犬も海霧の中

雲海の素晴らしき果て核の国

読み聞かす世界の童話虹わたる

薫風の中心にある車椅子

有珠の山薫風受けてフットパス

あの時の虹語らへば華やけり

赤塚 瑛子

大久保 とみ乃

太田 智

山本 孝

北島 加代

元田 フジ子

大西 芳子

室野 晃慶

三瓶 修

矢野 知子

小笠原 勇

菅原 敏子

井村 育子

白井 みえ

那須 伶子